

令和 6 年 4 月 1 日現在

○吹田市都市公園条例

昭和39年 3 月31日 条例第23号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令並びに吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例（平成30年吹田市条例第37号）に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例（第19条を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。
- (2) 公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。

(名称若しくは区域の変更又は廃止の公告)

第 3 条 市長は、公園の名称若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するときは、その名称、所在地その他規則で定める事項を公告しなければならない。

(利用の禁止又は制限)

第 4 条 市長は、公園施設の損壊その他の理由により公園の利用者に危険が生ずると認められるとき、又は公園の保全若しくは改良のため必要な工事その他の措置を行うときは、公園の区域の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(行為の禁止)

第 5 条 公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣、魚その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼紙、貼札その他の広告物を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所に車両等を持ち入れ、又は放置すること。
- (8) たき火をし、又は指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (9) 公衆に危害を及ぼすおそれのある行為又は公衆の迷惑となる行為をすること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。

(制限行為の許可)

第6条 公園において次に掲げる行為（以下「制限行為」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。

(2) 募金その他これに類する行為をすること。

(3) 業として写真又は映画を撮影すること。

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。

(5) 興行を行うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地、代表者の氏名及び事業の内容。以下同じ。）

(2) 制限行為の内容

(3) 制限行為の目的、期間及び場所

(4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、申請に係る制限行為により公衆の公園の利用に支障が生じないと認める場合に限り、その許可をすることができる。

4 市長は、第1項の許可に公園の管理のために必要な条件を付することができる。

(制限行為の許可の特例)

第7条 第9条第1項の規定による占用の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為については、制限行為の許可を受けることを要しない。

(公園施設の設置又は管理の許可)

第8条 公園施設を設け、又は管理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 公園施設の種類、数量及び位置並びに公園施設の設置に係る申請にあつては、その構造

- (3) 公園施設の設置又は管理の目的及び期間
- (4) 公園施設の管理の方法
- (5) 公園施設の設置に係る申請にあつては、設置工事の期間及び実施方法並びに原状回復の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 公園施設の設置に係る前項の申請書には、設計書、仕様書、図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

4 第6条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。

(占有の許可)

第9条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項後段の規定にかかわらず、次に掲げる軽微な変更については、同項後段の許可を受けることを要しない。

- (1) 公園の占有をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設(以下「占有物件」という。)の模様替えて、その外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占有物件に対する物件の添加で、占有物件による公園の占有(以下「占有」という。)の目的に付随して行うもの

3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 占有物件の種類、構造、数量及び位置
- (3) 占有の目的及び期間
- (4) 占有物件の管理の方法
- (5) 設置工事の期間及び実施方法並びに原状回復の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

4 前項の申請書には、設計書、仕様書、図面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

5 第6条第3項及び第4項の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の期間)

第10条 制限行為又は公園施設の設置若しくは管理の許可の期間は、5年を超えない範囲内で市長

が定める期間を超えることができない。

2 占用の許可の期間は、10年を超えない範囲内で市長が定める期間を超えることができない。

(届出)

第11条 公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 公園施設又は占有物件の設置工事を完了したとき。

(2) 公園施設の設置若しくは管理又は占有を廃止するとき。

(3) 公園の原状回復をしたとき。

2 第15条第3項又は法第26条第2項若しくは第4項若しくは第27条第1項若しくは第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者は、その措置を履行したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料)

第12条 制限行為、公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けたときに、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、使用許可の期間が1年を超えるとときは、許可を受けた日の属する年度分の使用料を許可を受けたときに、その翌年度以後の各年度分の使用料を当該年度の初めに納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、使用料の額が著しく高額であることその他特別の事情があると市長が認めるときは、使用者は、同項の規定により当該年度に納付すべき使用料を、当該年度内において分割して納付することができる。

3 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用許可に基づく行為をすることができないとき。

(2) 第15条第3項第4号から第6号までのいずれかに該当することにより市長が使用許可を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、使用許可に基づく権利を譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(保証人又は保証金)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、使用許可について、使用者に保証人を立てさせ、又は保証金を納付させることができる。

2 保証人の資格及び保証金の額は、市長が定める。

(監督処分)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用許可に基づく行為の状況又は使用許可に係る公園施設若しくは占用物件について、職員に検査をさせることができる。この場合において、使用者は、当該検査を拒むことができない。

2 前項の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用許可の取消し若しくはその条件の変更の処分をし、又は使用許可に基づく行為の改善若しくは中止、使用許可に係る公園施設若しくは占用物件の改築若しくは除却、公園の原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。

(3) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

(4) 使用許可に基づく行為又は使用許可に係る公園施設若しくは占用物件により公衆の公園の利用又は公園の保全に著しい支障が生じたとき。

(5) 公園に関する工事その他の措置を行う必要が生じたとき。

(6) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を除却し、保管した場合の告示)

第16条 市長は、公園に放置されていた工作物等を除却し、保管したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 放置されていた場所

(3) 除却し、保管を開始した日時

(4) 保管の場所

2 前項の告示の期間は、工作物等の保管を開始した日から起算して14日間とする。

(保管した工作物等の処分)

第17条 法第27条第6項の規定による保管期間を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、市長は、当該工作物等を競争入札若しくは随意契約の方法により売却し、又は廃棄することができる。

2 前項の場合において、市長は、その使用年数、損耗の程度等を考慮し、取引の実例価格に基づき当該工作物等の価額を評価するものとする。

(公園予定区域等への準用)

第18条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(遊園への準用)

第19条 第4条から第17条までの規定は、遊園（本市が管理する公園又は緑地で、都市公園に該当しないものをいう。以下同じ。）について準用する。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公園及び遊園（以下「公園等」という。）の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 制限行為の許可に関する業務
- (2) 制限行為の許可に係る使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園等の管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、公園等の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第1項の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項並びに第

15条第1項及び第3項（第2号を除く。）中「市長」とあるのは「市長（制限行為の許可については、指定管理者）」と、第11条第2項中「市長」とあるのは「市長（指定管理者から命ぜられた措置については、指定管理者）」と、第12条第4項第2号中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第15条第3項第2号中「市長」とあるのは「市長若しくは指定管理者」とする。

（指定管理者候補者選定委員会）

第21条 前条第1項の規定により指定管理者に公園等の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 中の島公園テニスコート条例（昭和37年吹田市条例第417号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、旧条例に基づいて有料施設の使用の許可を受けている者は、第15条の許可を受けた者とみなす。
- 4 この条例施行の際、旧条例に基づいてこの条例の施行日以後の使用料を納付している者は、第19条に規定する使用料を納付したものとみなす。

附 則（昭和40年3月26日条例第2号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年6月5日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年10月 8 日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和44年12月20日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年 3 月31日条例第11号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月20日条例第 2 号）

この条例は、昭和48年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 6 月 1 日条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 6 の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用し、同日前のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和50年 3 月26日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 6 月30日条例第16号）

この条例は、昭和50年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和51年 3 月31日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和51年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の条例別表第 3 から別表第 6 までの規定は、施行日以後の占用又は使用に係る使用料から適用し、同日前の占用又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年 4 月 1 日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月30日条例第 8 号）

この条例は、昭和54年 7 月15日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。
（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第4の規定は、昭和56年4月1日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月1日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和56年4月15日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第6の規定は、昭和56年4月15日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年4月1日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第6の規定は、昭和59年4月1日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第4の規定は、昭和61年4月1日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月29日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第4の規定は、平成3年4月1日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の吹田市都市公園条例別表第4の規定は、平成10年4月1日以後の占有に係る占用料について適用し、同日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月24日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（ただし書省略）

- 2 及び 3 （省略）

(吹田市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前に前項の規定による改正前の吹田市都市公園条例の規定によりなされた中の島公園の有料施設に係る処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた吹田市立中の島スポーツグラウンドに係る処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年12月28日条例第45号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市都市公園条例別表第4の規定は、平成20年4月1日以後の占有に係る占用料について適用し、同日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月28日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第15号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第19条を第22条とし、第18条の次に3条を加える改正規定（第20条第1項及び第5項に係る部分を除く。）は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年12月28日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の吹田市都市公園条例別表第 3 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の占有に係る使用料について適用し、同日前の占有に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の吹田市都市公園条例別表第 3 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の占有に係る使用料について適用し、同日前の占有に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第 3 条の規定による改正後の吹田市都市公園条例別表第 3 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の占有に係る使用料について適用し、同日前の占有に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第 1 制限行為の許可に係る使用料（第12条関係）

種別	金額
物品の販売その他これに類する行為をすること。	1 平方メートルにつき 1 日に200円
業として写真を撮影すること。	1 箇所につき 1 日に1,000円
業として映画を撮影すること。	1 箇所につき 1 日に4,000円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。	1 平方メートルにつき 1 日に 2 円
興行を行うこと。	1 平方メートルにつき 1 日に10円

備考 使用者が会費、入場料その他これらに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額の 2 倍に相当する額の範囲内で、市長が定める額とする。

別表第 2 公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料（第12条関係）

種別	金額
公園施設を設ける場合	1 平方メートルにつき 1 年に2,000円（水面にあつては、15 円）
公園施設を管理する場合	1 平方メートルにつき 1 年に4,000円

備考 公園施設を設け、又は管理する者を公募により選定した場合の使用料の額は、この表に定める額を下回らない範囲内で、当該者が応募した額とする。

別表第3 占用の許可に係る使用料（第12条関係）

種別		金額
第1種電柱		1本につき1年に3,100円
第2種電柱		1本につき1年に4,900円
第3種電柱		1本につき1年に6,600円
第1種電話柱		1本につき1年に2,900円
第2種電話柱		1本につき1年に4,600円
第3種電話柱		1本につき1年に6,400円
その他の柱類		1本につき1年に220円
共架電線その他上空に設ける線類		1メートルにつき1年に29円
地下電線その他地下に設ける線類		1メートルにつき1年に14円
変圧塔その他これに類するもの		1平方メートルにつき1年に4,300円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年に1,900円
水道管、下水 道管、ガス管 その他これら に類するもの	外径10センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に140円
	外径10センチメートル以上15センチメー トル未満のもの	1メートルにつき1年に220円
	外径15センチメートル以上20センチメー トル未満のもの	1メートルにつき1年に290円
	外径20センチメートル以上40センチメー トル未満のもの	1メートルにつき1年に580円
	外径40センチメートル以上1メートル未 満のもの	1メートルにつき1年に1,400円
	外径1メートル以上のもの	1メートルにつき1年に2,900円
鉄道、軌道その他これらに類する施設		1平方メートルにつき1年に4,300円
マンホールその他これに類するもの		1平方メートルにつき1年に4,300円
公衆電話所		1個につき1年に4,300円
法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び都市公 園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」とい う。）第12条第2項第9号に掲げる施設		1平方メートルにつき1月に430円

法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物	1平方メートルにつき1月に1,200円
令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場	1平方メートルにつき1月に1,200円
法第7条第2項に規定する社会福祉施設	1平方メートルにつき1月に430円
認定公募設置等計画に基づき設ける自転車駐車場	1平方メートルにつき1年に4,300円 を下回らない範囲内で、当該者が応募した額
認定公募設置等計画に基づき設ける地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年に12,000円を下回らない範囲内で、当該者が応募した額

備考

- 1 「第1種電柱」とは電柱（電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 「認定公募設置等計画」とは、法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画をいう。